

その外装…

商品
ですか？

or

梱包品
ですか？

“外装も商品の場合、
荷造りが必要となります”

**貨物事故の3割は
外装異常**によるものです。

全日本トラック協会が平成26年に行った
混載貨物輸送による貨物事故調査によると
荷受人様に受け取りを断られた配達貨物の約3割が
中身の商品に異常のない「外装異常」によるものでした



【貨物事故に関する調査結果(平成26年)】

全ト協からのお願い

- 外装は商品を守るためのものです。
- 荷受人様に外装の凹み、しわ等で荷受けを拒否された場合があります。
- このため、集荷の際に外装自体が商品か否かの確認をします。
- 外装自体が商品の場合、荷送人様に必要な荷造りをしていただくか、そのまま発送される場合は、荷造り不備による損害をご負担いただくことをご承諾いただいた上で、承ります。

【標準貨物自動車運送約款 第11条(荷造り)】

- 1 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。



公益社団法人
全日本トラック協会

詳しくは裏面へ ▶▶▶

中身の商品に異常のない場合 損害賠償に応じられない事例

このような軽微な汚れ・しわ等で損害賠償の対象とする場合は
適切な荷造りをお願いいたします

ケース① インク移りによる汚れ



ケース② 結束バンド締付不良



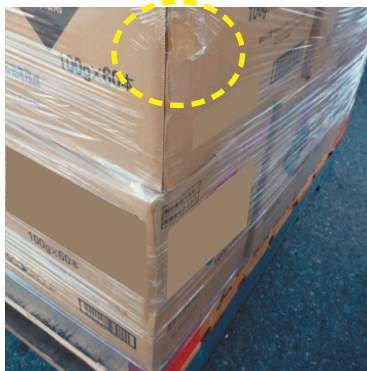
ケース③ 梱包材のすれ



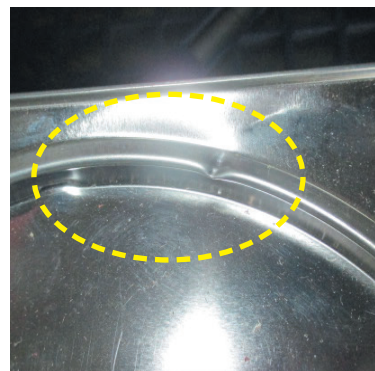
ケース④ 角のつぶれ



ケース⑤ ビニールの破れ



ケース⑥ 容器の凹損



ケース⑦ 梱包材の傷



ケース⑧ 角のへこみ



ケース⑨ 伝票袋の破損

